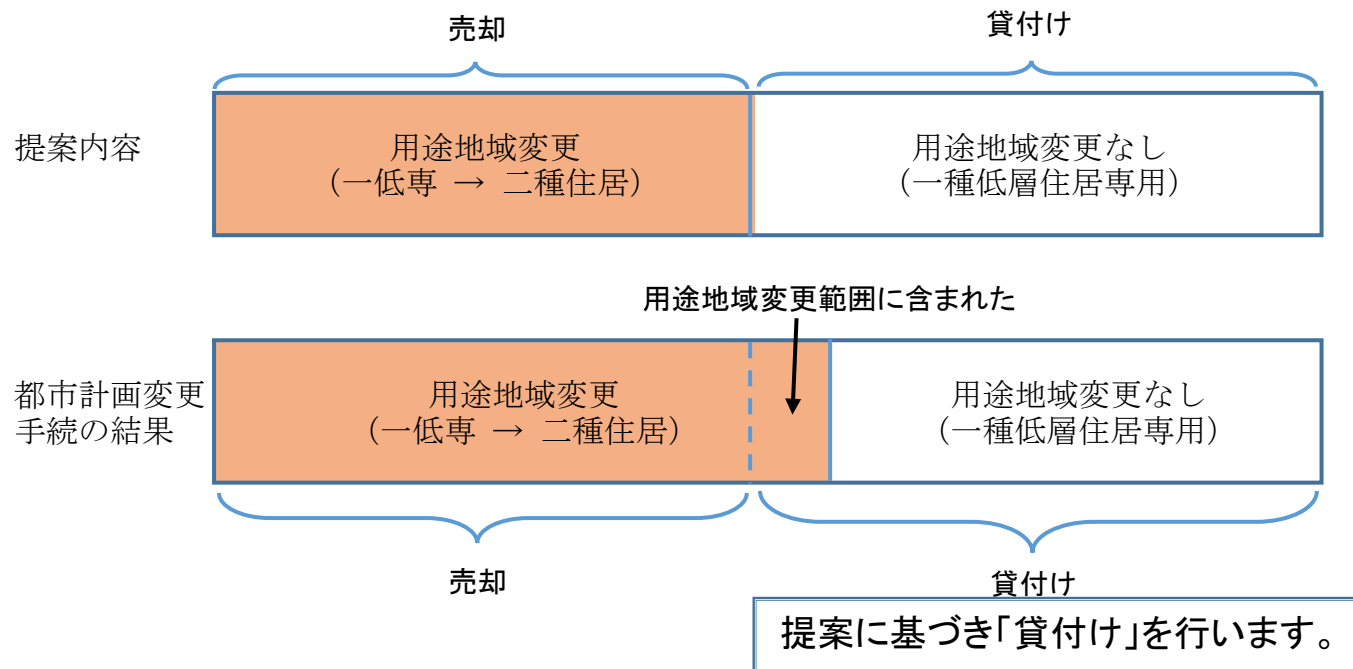


## 用途地域の変更に係る提案と都市計画変更手続の結果の差の取扱いについて

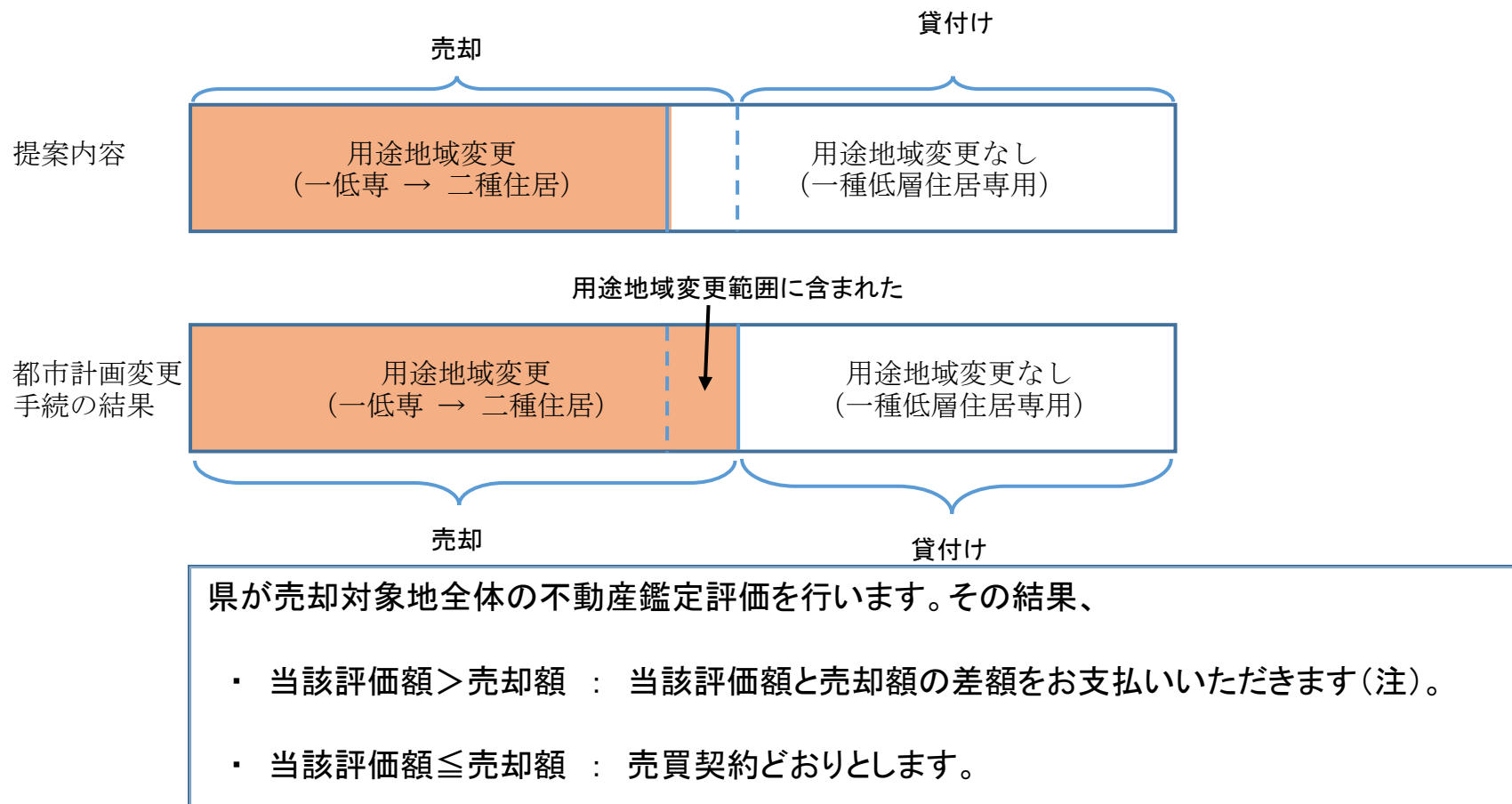
- 用途地域の変更を必要とする事業を県有地で行う場合は、「売却」を前提に提案していただきます。
- 当該提案と都市計画変更手続の結果に用途地域変更範囲の差が生じた場合の取扱いは、次のとおりとします。

### 1 追加で用途地域の変更範囲に含まれた場合

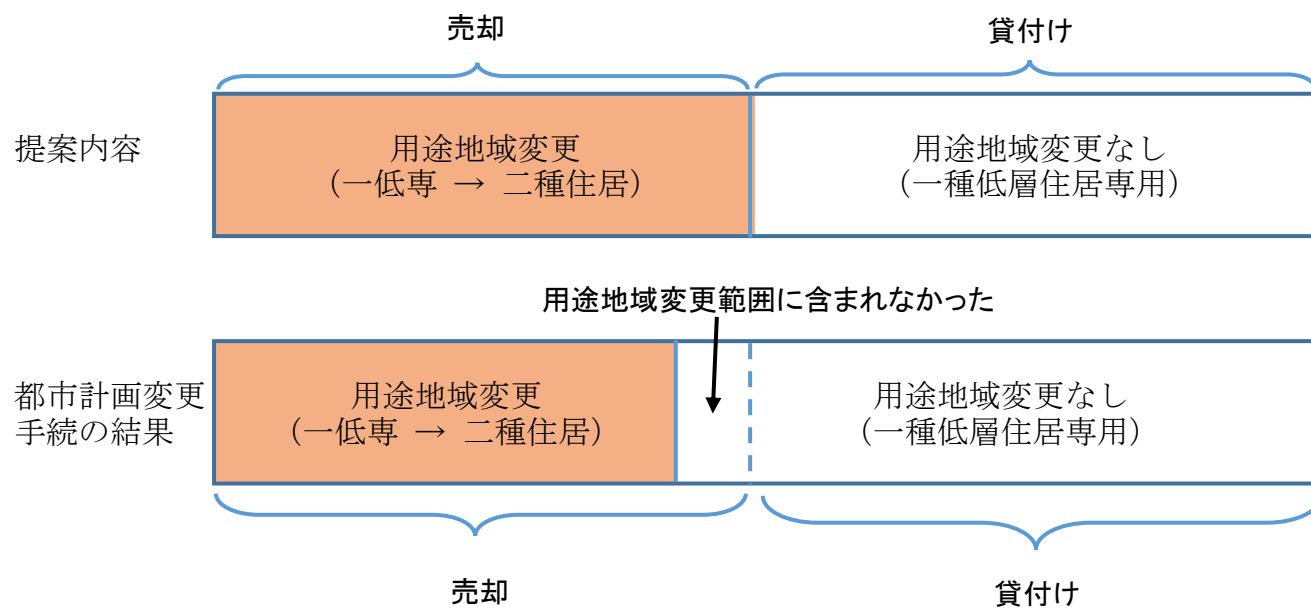
#### (1) 当該土地に係る提案内容が「貸付け」のとき



#### (2) 当該土地に係る提案内容が「売却」のとき



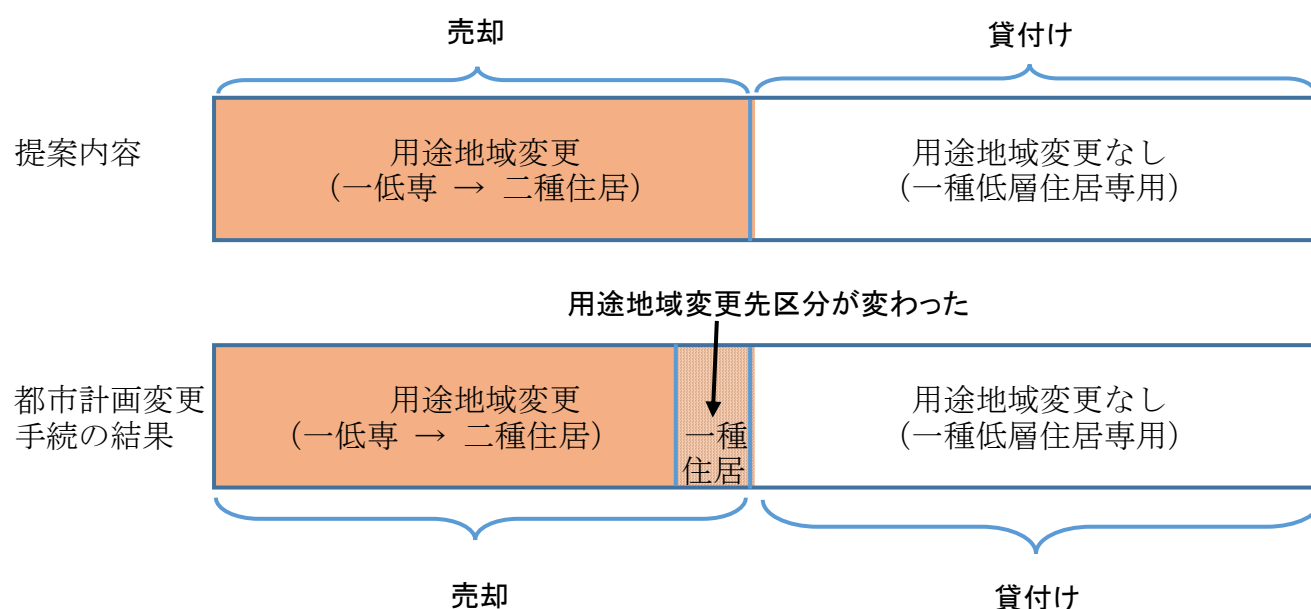
## 2 用途地域の変更範囲に含まれなかった場合



県が売却対象地全体の不動産鑑定評価を行い、その結果、

- ・ 「当該評価額÷売買契約締結時に県が実施した不動産鑑定評価額」(a) < 1 : 売却額と売却額×(a)の差額を返還します(注)。
- ・ 「当該評価額÷売買契約締結時に県が実施した不動産鑑定評価額」(b) ≥ 1 : 売却額×(b)と売却額の差額をお支払いいただきます(注)。

## 3 用途地域の変更先区分が変更された場合



県が売却対象地全体の不動産鑑定評価を行い、その結果、

- ・ 「当該評価額÷売買契約締結時に県が実施した不動産鑑定評価額」(a) < 1 : 売却額と売却額×(a)の差額を返還します(注)。
- ・ 「当該評価額÷売買契約締結時に県が実施した不動産鑑定評価額」(b) ≥ 1 : 売却額×(b)と売却額の差額をお支払いいただきます(注)。

(注) 県議会の議決を得て売却した場合には、売却額の変更について改めて県議会の議決を得る必要があります。